

農地法第4・5条届出添付書類 (市街化区域)

お問い合わせ……川越市農業委員会事務局 TEL049(224)8811 内線 3754・3755

| No. | 書類名称 | 備考 | 必要数 |
|-----|--|------------------------------------|-----|
| 1 | 届出書 | 第4条は2通、5条は3通(法人の場合、押印は代表者印) | |
| 2 | 登記事項証明書 | 発行日から3ヶ月以内のもの(法務局) | 1 |
| 3 | 住民票 | 届出人が個人の場合(原本を添付できない場合は写で可)(市町村役場) | // |
| 4 | 法人登記簿謄本 | 届出人が法人の場合(原本を添付できない場合は写で可)(法務局) | // |
| 5 | 道路敷地寄附受理証明書 | 届出地が幅員4m未満の公道に接している場合(小仙波庁舎 建設管理課) | // |
| 6 | 開発許可書の写(面積500㎡以上) | 開発許可を受ける必要がある場合(5F 開発指導課) | // |
| 7 | 案内図 | 届出地を表示してください。(住宅地図の写で可) | // |
| 8 | <u>公図の写(法務局)</u> もしくは <u>地番図(資産税課)</u> | 届出地を表示し、付近の現況地目を記入してください。 | // |
| 9 | 委任状 | 書類の提出者が本人以外の場合。(5条の場合は譲受人、譲渡人双方) | // |
| 10 | その他必要書類 | 届出内容により他の書類が必要となる場合があります。 | // |

【届出にあたっての注意事項】

- 1、受理通知書発行後に記載内容の訂正はできませんので、記入は正確をお願いします。(特に、住所・氏名(法人の場合は代表者名を含む)及び土地の所在)
- 2、添付書類で証明書関係は、発行日から3ヶ月以内のものでお願いします。
- 3、届出地が小作地の場合は、届出前に農地法第18条(合意解約)の手続きが必要です。
- 4、届出地が生産緑地指定を受けている場合は原則として転用できません。
- 5、受付は随時行っていますが、不足書類があると受け付けできません。また、受理後、受理通知書を交付するまでに7～10日かかりますのでご了承ください。
- 6、500㎡以上の農地転用を行う場合は、雨水対策に関する協議が必要となります。河川課(市役所小仙波庁舎)等への事前の協議をお願いします。なお、河川課へ事前協議書が提出されていない場合は、連絡先を河川課へ情報提供する場合があること、また河川課から指導の連絡が行くことがありますのでご了承ください。
- 7、500㎡以上の農地転用(資材置場・駐車場等)を行う場合は、「川越市土砂のたい積等の規制に関する条例」にもとづき、土砂のたい積の許可手続きが必要となります。産業廃棄物指導課(川越市大字鯨井782番地3資源化センター内)への協議をお願いします。